

医療法人C L Sすがはら 地域交流室施設 使用規程

(てとての広場・てとてのコミュニティサポートセンター)

第1条 (趣旨) この規定は、医療法人C L Sすがはらが地域に開かれた法人として、地域住民同士の交流を深め連携を図る場となることを目指し、敷地内の「地域交流施設」を地域に開放・提供するために必要な事項を定める。

第2条 (使用目的及び対象) 地域住民同士の交流を深め連携を図るための自治会、老人会、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講習会等。

第3条 (使用時間) 地域交流施設の使用時間は次の通りとする。ができる。

月曜日～土曜日（年末年始12/30～1/3は除く） 午前8時30分～午後17時30分まで
但し日曜・祝日・夜間においては必要と認める場合は変更することができる。

第4条 (利用料金) 利用料は以下のとおりです

	使用料	冷暖房費
てとての広場	無料	無料
てとてのコミュニティサポートセンター	1時間 300円	30分 100円

第5条 (使用者の遵守事項) 地域交流施設を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合、法人側は地域交流施設の使用を拒否し、または退去を命ずることができる。

- ① 使用の承認によって生じる権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- ② 使用者は、その使用の目的を終了したときは直ちに清掃し、会議室等を現状に復すこと。
- ③ 政治活動や宗教等の布教活動に使用しないこと。
- ④ 営利目的の物品展示、販売、宣伝、またはこれに類する行為をしないこと。
- ⑤ 使用する者が暴力団又は暴力団の関係下にある個人・団体でないこと。
- ⑥ 他人に危害を及ぼす行為又は騒音等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ⑦ 建物・設備・備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないこと。
- ⑧ 火災その他災害の防止に万全を期すこと（カセットコンロの使用は原則として使用不可）
- ⑨ 危険物その他、他人に迷惑になる物品、補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を除く動物類を持ち込まないこと。
- ⑩ 地域交流室内での飲食は可能（原則として酒類は禁止）
- ⑪ 使用者が持ち込んだ物は（ゴミも含めて）すべて持ち帰ること。
- ⑫ 館内では喫煙をしないこと。
- ⑬ 施錠・開錠および鍵の管理については職員の指示に従うこと。
- ⑭ 施設管理上不適切な行為をしないこと。

第6条 (使用許可の申請等) 原則として、使用日の一週間前までに「地域交流施設使用申込書」を提出し、法人本部の承認を受けなければならない。

第7条 (施設備品の貸出) 給湯室の備品（湯のみ・急須・ポット等）を使用する場合、また椅子の追加がある場合は、使用許可申請の際に法人本部に届出しなければならない。

第8条 (使用の取消及び変更) 使用の許可を受けた者が、その後内容の変更（取消又は日時の変更等）をしようとするときは、提出した「地域交流室使用申込書」の内容の訂正を書面にて行い、法人本部へ提出しなければならない。

第9条 (使用の管理) (第1項) 法人本部は地域交流施設の使用許可を行った場合は、地域交流施設の設備予約表に使用者の名称・使用日時・時間等を記載し、また使用者には日誌の記載をおこなってもらい地域交流施設の円滑な管理を行う (第2項) 前項の規定についての受付、事務等は医療法人C L Sすがはら地域支援室が行うこととする。

第10条 (損害等の届出及び賠償) 使用者が施設、設備等を損傷しまたは滅失したときは、当該使用者は直ちにその旨を法人本部に届け出て指示に従うようにする。

第11条 (雑則) この規程に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は医療法人C L Sすがはら地域支援委員会に諮って決定する。

附則この規程は、平成30年1月16日より施行する